

紫波町循環型まちづくり条例

私たちの「いのち」は何によって生かされているのでしょうか。

地球の外から来るエネルギーが太陽の光です。この太陽光で酸素を作り出すのが植物です。枯れた葉や木は微生物で分解され、土になります。すべての生き物は、空気や水、土から恵みを得て生まれ、育ち、次のいのちを生み、土に戻ります。そしてこれが、何十億年にもわたり繰り返されてきた自然の循環です。

人は、自然が生み出すいのちを得ることで生きてきました。

だからこそ、私たちの祖先は、自然の循環の中で親から子へと引き継がれていくいのちを見つめながら、自然の恵みに感謝を捧げ、敬ってきたのです。

それをなおざりにしたとき、私たちの生存を脅かす環境問題が次々と起こってきました。今こそ、生活のしかたを見つめ直し、助け合い、人類が初めて直面している地球規模の環境破壊を食い止め、失ったものを取り戻すために立ち向かわなければなりません。

それは、同時に、循環の持つ意味を改めて問い直し、豊かな心の復活を目指した自然と共生する新しい社会を創造することではないでしょうか。

祖先が、厳しい自然の中で培い、時代を超えて伝え続けてきたいのちを尊ぶ心、物を大切にする心、郷土の文化を伝えていく心こそが、これからの循環を実現させるために欠かせないことなのです。

人や動植物のいのちの循環を目標に掲げ、100年後の子どもたちが豊かな心で紫波の自然を享受できるよう、行動し、その輪を広げるように努めます。

私たちは、私たちの今と未来のために、ここに紫波町循環型まちづくり条例を制定します。

(この条例の目的)

**第1条** この条例は、私たち町民や事業者（以下は「私たち」といいます。）と町が、循環型まちづくりを進めるための、基本的な考え方や方法などを定めています。また、それぞれの役割も明らかにしています。私たちが、生活のしかたを考え直し、自然を大切にし、いっそう豊かで思いやりにあふれるまちをつくり、次の世代へ引き継ぐことを目的とします。

(言葉の決まり)

**第2条** この条例で使われる言葉の決まりは、次のとおりとします。

(1) 「循環型まちづくり」とは、環境を中心に考えて生活のしかたを見直し、生命と物を大切

にしながら、健康で幸福なまちづくりを行うことをいいます。

(2) 「再使用」とは、利用できるごみをそのまま使うことや他の物の一部として使うことをいいます。

(3) 「再生利用」とは、利用できるごみの全部あるいは一部を原材料として使うことをいいます。

(4) 「資源循環」とは、良好な環境を保ち、より良い方向に導くために、再使用や再生利用をできるだけ行って環境に負荷を掛けないようにすることをいいます。

(基本的な考え方)

**第3条** 私たちと町は、次に示している基本的な考え方によって、循環型まちづくりを進めていきます。

(1) 今ある良好な環境を守りながら、環境に負荷を掛けているものについては原因を調べ、より良い方向に導き、次の世代へ引き継いでいきます。

(2) 環境や資源循環の方法を調べ、考えながら循環型まちづくりを学んでいきます。

(3) あらゆる分野でごみを資源として考え、できる限り出さないように努め、出したものについては循環させていきます。循環させることができないごみは、適正に処理を行います。

(4) 森林は、二酸化炭素の吸収や酸素の供給、水や土を蓄えるなど多くの機能を持っていることから、その育成や保全に努めていきます。

(5) 循環型まちづくりを進める上で、必要な交流や連携を行っていきます。

(町民の役割)

**第4条** 町民は、前条の「基本的な考え方」によって、毎日の生活の中で地域や他の多くの人たちと協力して、循環型まちづくりに進んで取り組むよう努めていきます。また、町が進める事業に対しても協力する役割を持っています。

(事業者の役割)

**第5条** 事業者は、物の製造や加工、販売などの事業活動を行うときは、第3条の「基本的な考え方」によって、循環型まちづくりに進んで取り組むよう努めていきます。また、町民の活動や町が進める事業に対しても協力する役割を持っています。

(町の役割)

**第6条** 町は、第3条の「基本的な考え方」によって、循環型まちづくりに責任を持って取り組みます。このときは、私たちの意見を聴き、また、私たちに協力を求めて進めていきます。

(環境を守る方法)

**第7条** 私たちと町は、次に示している方法によって、今ある良好な環境をしっかりと守り、すでに悪くなりつつある環境は、元に戻すよう努めます。

- (1) 町内の環境の変化について常に調査を進めながら、さまざまな動植物とともに生きられるように、私たちの生活を工夫していきます。
- (2) 町の中心部や農村部と周辺の間々のゆとりある風景が守られるように努め、急激な変化が起こらないよう気を付けていきます。
- (3) 機会あるごとに周囲の環境に注意を払い、きれいに保つようにします。ごみについての決まりを守らない場合は、二度と起こらないように手立てを講じていきます。
- (4) 環境への負荷を軽くするため、エネルギーの有効利用や、新たなエネルギーの導入へ向けて研究を行っていきます。

(環境や資源循環を学ぶ方法)

**第8条** 私たちと町は、循環型まちづくりを進めるために、学ぶ仕組みをつくるほか、次に示している方法によって、環境や資源循環を学びます。

- (1) 毎日の生活や事業活動の中で、常に環境や資源循環について考える仲間づくりを進めていきます。
- (2) 環境や資源循環について、それぞれが情報の収集を行い、活用し合います。

(資源循環を進める方法)

**第9条** 私たちと町は、連携して、あるいはそれぞれの立場で、次に示している方法によって、資源循環への取組を行っていきます。

- (1) 伝統的な生活の中で上手に行われていた資源の循環を今に生かし、ごみを多く出さないようにしながら、自然の恵みを大切に、環境に負荷を掛けないようにします。
- (2) 有機資源は、土に戻すように考えます。生ごみや家畜のふん尿は、たい肥にして農地に戻します。このたい肥を使って農産物を生産し、町内をはじめ広く人々に供給していきます。
- (3) 森林から生産された木材は、同じ気候風土で利用することが最も自然であることから、積極的に地域の建物に活用していきます。そして、森林資源が循環するように木を植え、育て、森林の持つ多くの機能を生かしていきます。
- (4) 無機資源は、できる限り再使用を行います。再使用ができない場合には、再生利用を進めていきます。
- (5) 循環型まちづくりや環境に関係するさまざまな仕事や事業のために、最新技術の情報を集め、これを基にして調査、研究を行っていきます。

(交流と連携を進める方法)

**第10条** 私たちと町は、次に示している方法によって、他の多くの人たちや公共団体、民間組織と積極的な交流を図り、連携を進めていきます。

- (1) 情報技術などを利用して、環境や資源循環に関する情報を広く交信していきます。
- (2) 環境や資源循環について、相互訪問や研修などを通じて互いに協力して取り組んでいきます。

(計画づくり)

**第11条** 町は、第3条の「基本的な考え方」によって、循環型まちづくりを計画的に進めるため、具体的な内容を盛り込んだ計画をつくります。

(循環型まちづくり委員会)

**第12条** 町長は、循環型まちづくりについて調査し、研究するための組織として、委員15人以内で構成する循環型まちづくり委員会（以下は「循環委員会」といいます。）を設けます。

- 2 委員は、前条の計画づくりに出席し、提言します。
- 3 委員の任期は、2年とします。補欠の委員の任期は、残りの期間とします。
- 4 循環委員会には、委員長1人、副委員長1人を置きます。

(成果の公表)

**第13条** 町は、計画に沿って進められた循環型まちづくりの成果について、毎年公表します。

(規則で定める内容)

**第14条** 第12条の循環委員会の運営方法と前条の成果の公表内容などについては、規則で定めます。

## 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行します。
- 2 この条例は、まちづくりの基本となる考え方や、子どもから大人まで参加をして取り組む方向などが主な内容であることから、分かりやすい表現にしました。